

亜硝酸態窒素の水質基準等への項目追加について (1/2)



平成 26 年 2 月 28 日付官報(号外第 40 号)「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」が発出されました。

内閣府の食品安全委員会において示された食品健康影響評価の結果を受けて、対象となった項目の水道水質基準値・水質管理目標設定項目の評価値の見直しが行われ、その見直し結果を元に近年の検出状況を踏まえたところ、「亜硝酸態窒素」が水質管理目標設定項目から水質基準項目に変更・追加されました。

表 1 亜硝酸態窒素の新基準値と旧評価値

項目	新基準値	旧評価値
亜硝酸態窒素	水質基準項目 (基準値 0.04mg/L)	水質管理目標設定項目 (評価値 0.05mg/L (暫定値))

平成 26 年 4 月 1 日より施行され、今回の改正で変更された点を以下に示しました。

【亜硝酸態窒素の水質基準項目等への追加】

水質基準項目(水質基準に関する省令)に亜硝酸態窒素を追加するとともに、

- ・薬品基準(水道用薬品のための評価のための試験方法ガイドライン)
- ・資機材材質基準(水道施設の技術的基準を定める省令)
- ・給水装置浸出性能基準(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の水質基準

に対しても所要の改正が行われ、亜硝酸態窒素が項目追加されました。

それぞれの基準値と検査頻度は、下表の通りです。

表 2 亜硝酸態窒素に係る水質基準等と検査頻度について

項目追加対象		基準値(mg/L)	検査頻度
水道法	水質基準	0.04	1回以上/3カ月
	薬品基準	0.004	製品更新時等
	資機材材質基準	0.004	
	給水装置浸出性能基準 (水栓・末端給水用具)	0.004	
	給水装置浸出性能基準 (給水管・末端以外給水用具)	0.04	
建築物衛生法	水質基準	0.04	1回/6カ月以内

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



亜硝酸態窒素の水質基準等への項目追加について (2/2)



The Knights

【亜硝酸態窒素の検査頻度の省略について】

建築物衛生法上で定める水質検査では、省略することができませんが、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者における定期及び臨時の水質検査に関して、原水の水質変化が大きくないと認められた場合（過去3年間で水源の種別、採水地点及び浄水方法の変更があった場合を除く）、検査回数を減らすことができます。

その条件は、過去3年間の検査結果が基準値に対して、

- ① 2/10 以下の場合：1年に1回以上
- ② 1/10 以下の場合：3年に1回以上 に省略できます。

詳細については、ザ・ナイツレポートNo.08004をご参照下さい。

【亜硝酸態窒素の採水方法の改訂】

残留塩素が含まれている場合には、試料 1L につきエチレンジアミン溶液(50mg/ml) 1ml を加えます。

○亜硝酸態窒素における健康影響について

亜硝酸態窒素が血液中のヘモグロビンと反応して、酸素運搬機能のない血色素のメトヘモグロビンを生成させます。

このメトヘモグロビン濃度が高くなりますと、チアノーゼ症状や呼吸困難等の“メトヘモグロビン血症”を引き起こします。特に乳児においては、メトヘモグロビン血症を引き起こしやすいため、注意が必要となります。

また、発がん性が考えられるニトロソアミンが生成され、膀胱の病気や胃塩酸欠乏症（胃酸の少ない状態）にかかりやすくなります。

詳細については、ザ・ナイツレポートNo.07014をご参照下さい。

当社は水道法第 20 条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣登録を受けており、飲料水質検査について長年の実績があります。

詳しくは、当社 **環境技術部 大塚、貝森（フリーダイヤル0120-01-2590 内線338、318）**までお気軽にお問い合わせください。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査